

平成24年雲南市議会9月定例会 議案概要及び説明者

H24.9.7提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者
議案	承認	10 平成24年度雲南市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて ・地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 ・補正額 127,500千円 補正後の額 28,059,200千円	歳入は総務部長 歳出は各部長
	条例	82 雲南市災害対策本部条例の一部を改正する条例について ・災害対策基本法の改正に伴い、条例の改正が必要になることから、議会の議決を求めるものです。	副市長
		83 雲南市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例について ・現在の消防団の実情等を考慮し、実態にあった条例に改正するため、議会の議決を求めるものです。	副市長
		84 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ・住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、雲南市印鑑条例等の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長
		85 雲南市営墓地条例の一部を改正する条例について ・三刀屋町古城地区に整備を進めていた市営墓地の造成工事が完了したことに伴い、雲南市営墓地条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長
		86 雲南市介護老人福祉施設等整備事業者選定委員会条例の制定について ・市が公募する介護老人福祉施設等整備事業者となる候補者を選定するために、介護老人福祉施設等開設事業者選定委員会を設置する必要があることから、条例の制定について議会の議決を求めるものです。	副市長
		87 雲南市道の駅たたらば壱番地条例の制定について ・今年度整備する道の駅「たたらば壱番地」を設置することに伴い、地方自治法第244条の2の規定により必要な規定を整備するものです。	副市長
	規約	88 雲南広域連合規約の一部を変更する規約について ・雲南市広域連合議員の定数変更に伴い、規約の一部を変更するために地方自治法第291条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長
	一般事件	89 雲南市指定金融機関の指定について ・雲南市指定金融機関は、合併協議の際『2ヶ年毎に交代する』決定がなされており、(株)山陰合同銀行・雲南農業協同組合・雲南市の3者で雲南市指定金融機関契約を締結しています。 この契約に基づき、本年11月1日からは(株)山陰合同銀行が指定金融機関となりますので、指定金融機関の指定について、地方自治法施行令第168条の規定により議会の議決を求めるものです。	副市長
		90 公の施設の指定管理者の指定について(国民宿舎清嵐荘) ・地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものです。	副市長
91 平成23年度雲南市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・地方公営企業法第32条の規定により、平成23年度雲南市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。		水道局長	

平成24年雲南市議会9月定例会 議案概要及び説明者

H24. 9. 7提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者
予 算	92	平成23年度雲南市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・地方公営企業法第32条の規定により、平成23年度雲南市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。	水道局長
	93	平成24年度雲南市一般会計補正予算(第4号) ・補正額 561,500千円 補正後の額 28,620,700千円	歳入は総務部長 歳出は各部長
	94	平成24年度雲南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 【事業勘定】補正額 137,435千円 補正後の額 4,753,990千円 【直診勘定】補正額 728千円 補正後の額 120,741千円	市民環境部長 健康福祉部長
	95	平成24年度雲南市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) ・補正額 5,000千円 補正後の額 464,383千円	上下水道部長
	96	平成24年度雲南市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号) ・補正額 6,400千円 補正後の額 2,405,929千円	上下水道部長
	97	平成24年度雲南市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) ・補正額 5,500千円 補正後の額 219,800千円	建設部長
	98	平成24年度雲南市ダム対策事業特別会計補正予算(第2号) ・補正額 6,400千円 補正後の額 71,947千円	政策企画部長
	99	平成24年度雲南市清嵐荘事業特別会計補正予算(第1号) ・補正額 10,169千円 補正後の額 42,569千円	吉田総合 センター所長
	100	平成24年度雲南市水道事業会計補正予算(第2号) 【資本的収支】 ・資本的支出 補正額 3,770千円 補正後の額 478,350千円	水道局長
	101	平成24年度雲南市病院事業会計補正予算(第1号) 【収益的収支】 ・事業収益 補正額 5,411千円 補正後の額 4,050,471千円 ・事業費用 補正額 △686千円 補正後の額 4,209,266千円 【資本的収支】 ・資本的支出 補正額 600千円 補正後の額 378,024千円	市立病院 事務部長
	認 定	1	平成23年度雲南市一般会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。
2		平成23年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
3		平成23年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者

平成24年雲南市議会9月定例会 議案概要及び説明者

H24.9.7提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者
	4	平成23年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	5	平成23年度雲南市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	6	平成23年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	7	平成23年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	8	平成23年度雲南市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	9	平成23年度雲南市ダム対策事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市ダム対策事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	10	平成23年度雲南市清嵐荘事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度雲南市清嵐荘事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	11	平成23年度雲南市水道事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度雲南市水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	水道局長
	12	平成23年度雲南市工業用水道事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度雲南市工業用水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	水道局長
	13	平成23年度雲南市病院事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度雲南市病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	市立病院事務部長
諮問	2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長

平成24年雲南市議会9月定例会 議案概要及び説明者

H24.9.7提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者
報告	25	議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。	三刀屋総合センター所長
	26	株式会社キラキラ雲南の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告するものです。	教育部長
	27	木次都市開発株式会社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告するものです。	政策企画部長
	28	木次道の駅株式会社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告するものです。	産業振興部長
	29	財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告するものです。	教育部長
	30	雲南市土地開発公社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告するものです。	政策企画部長
	31	市有林の信託に係る事務処理状況の報告について ・地方自治法第243条の3第3項の規定により、雲南市有林の信託に係る事務処理状況について議会に報告するものです。	産業振興部長
	32	平成23年度健全化判断比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を議会に報告するものです。	総務部長
	33	平成23年度資金不足比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率を議会に報告するものです。	総務部長